

保護者 様

感染症拡大防止と子どもの安全に伴う休業延長について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、内閣総理大臣から全都府県に緊急事態宣言が発令されました。また、本日、富士市新型コロナウイルス対策本部会議において、今後の感染拡大防止と子どもの安全のため、下記のとおり市内小中学校の休業を延長することが決定しました。保護者の皆様には、度重なる休校や延長でご心配をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月27日（月）から令和2年5月6日（水）まで
状況によっては、さらに延長することもありますので予めご了承ください。

2 家庭での生活、臨時休業日の生活について

- (1) 不要不急の外出はしない、手洗いやうがいを励行し感染予防に努める等、ご指導下さい。
- (2) やむを得ず外出する場合は、マスク着用と手洗いを励行し、人混みを避けるようご指導下さい。
- (3) お子様の心身の健康状態を考慮し、家の近くの公園等で体を動かす、家の周りを散歩する等は制限するものではありません。しかし、大人数で集まって騒いだり、遊んだりする等、長時間同じ場所にとどまっていないことと合わせ、マスクの着用、家に帰った後の手洗いうがいの励行についてご指導ください。

3 子ども預かり教室について

- ・休校と同じ期間実施いたします。（土日祝日除く）
- ・緊急事態宣言と感染拡大防止の観点から、極力少ない人数にしたいと考えますので、家庭での対応をお願いいたします。しかし、どうしても仕事を休むことができず、家に面倒を見る人がいない児童に限ることをご理解ください。
- ・毎日の検温をお願いします。発熱、咳等の風邪症状のある場合や体調不良である場合は、預かりができませんのでご承知ください。
- ・預かり教室の活動は、感染拡大防止のため、活動に制限が出ること、個人での学習や作業が多くなることをご理解ください。

4 その他

休業中の課題や配布等につきましては、改めて連絡させていただきます。

令和2年4月17日
富士市立須津小学校
校長 岡田 進